

令和3年12月21日

各 位

ながさき西海農業協同組合

代表理事組合長 田中 芳秀

## 食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当組合が運営するJAさせぼホールが提供したサンドイッチが原因でノロウイルスによる食中毒事故が発生いたしました。

発症された利用者様とそのご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様および利用予定の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

本日、所管である長崎県佐世保保健所（以下、所轄保健所）より当該ホールの営業停止の処分がございましたのでお知らせいたします。

### 1. 食中毒事故の内容について

当組合南部中央支店前において、令和3年12月15日午前中にさせぼホールが販売したサンドイッチを食べた購入者5名および当組合職員17名から、令和3年12月17日に下痢・嘔吐が発症しているとの報告を受けました。

食中毒の恐れがあるため、所轄保健所に状況報告を行いました。同日、所轄保健所からの調査を受け、17日以降、所轄保健所の許可が出るまで厨房使用禁止、宴席予約受付を自粛いたしました。

令和3年12月17日から12月18日にかけて、症状のある職員の検査を行いました。令和3年12月20日所轄保健所の調査の結果、職員7名からノロウイルスが検出、12月15日に提供したサンドイッチが食中毒の原因であることが判明しました。

### 2. 行政処分の内容について

処分店舗：JAさせぼホール

所管保健所：長崎県佐世保保健所

処分年月日：令和3年12月21日

処分の理由：食品衛生法第6条第3号の規定に違反したため

病因物質：ノロウイルス

営業停止期間：令和3年12月21日から令和3年12月22日

### 3. 再発防止について

当組合では、日頃より衛生管理の徹底を目的とした職員教育および体制の整備を推進しておりますが、この度は、このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。この事態を厳粛に受け止め、所轄保健所のご指導も踏まえながら再発防止に向けて全力で取り組むとともに、体調不良の症状が見られたお客様に対し真摯に対応してまいります。また、以下の対策を実施し、食の安全・安心に一層の万全を期してまいります。

- (1) 当組合職員に対する食材管理保管時および調理時の衛生管理の再徹底
- (2) 洗浄殺菌作業の徹底
- (3) 当組合職員の健康管理チェックの再徹底
- (4) 上記を含めた衛生管理マニュアルの遵守徹底

なお、飲食を伴わない、させぼホールのご利用については、消毒を徹底的に行った上で通常通り行っておりますが、飲食を伴うご利用は、令和4年1月4日まで営業を自粛させていただきます。

### 5. お問い合わせ先について

総務部リスク管理課 担当：村山・大浦・福田／電話番号 0956-64-4114  
(9時～17時)